

明治期山口県における水難救済会の組織形成

柴崎 力栄

知的財産学部 知的財産学科
(2011年9月30日受理)

Implications of Forming Marine Rescue Japan's Yamaguchi-Prefectural Branch in Meiji Era

by

Rikiei SHIBASAKI

Department of Intellectual Property,

Faculty of Intellectual Property

(Manuscript received Sep 30, 2011)

Abstract

Marine Rescue Japan (日本水難救済会), an organization whose honorary president is a member of the Imperial Family, has been executing rescue missions off the Japanese coasts since 1889. It was initially structured using the Japan Red Cross (日本赤十字社) as a model, with two aspects to its operation: fund raising campaigns through local government offices and rescue missions under extraordinary risky conditions. The Red Cross aided wounded soldiers in wartime, while Marine Rescue braved stormy seas in peace and war to rescue the shipwrecked. Rescue craft of Yamaguchi Branch appeared at the theater of the Battle of Tsushima (日本海海戦) in 1905. This article examines the early stages of Marine Rescue Japan's organization in the locality where its formation was most successful.

キーワード ; 海難救助、慈善団体、赤十字、日本海海戦

Key word ; Marine Rescue, Charity Organization, Red Cross, Battle of Tsushima

1. はじめに

日露戦争当時、日本赤十字社をモデルとして組織された帝国水難救済会が、公設消防組に類似した海難救助を目的とする「救難所」を下関に設置しており、主に漁民から構成される救助夫たちが周辺海域での救難活動に当たった。

1904年（明治37年）6月、対馬海峡においてウラジオ巡洋艦戦隊¹⁾に遭遇した輸送船常陸丸・佐渡丸の救護活動に際して、下関水上警察署の蒸気船「鴻城丸」²⁾に下関救難所の救助夫長が乗り、彦島の漁村から出発する救難支所の救助船とともに、沖ノ島付近まで進出した。読売新聞は、6月22日、

十六日午前七時救助夫長は汽船鴻城丸にて西山、竹の子島支所救助船二艘を率ゐて遭難地に向け捜索中、鴻城丸は漁船四艘ボート三艘を発見し取調たるに、該漁船は遭難地方に漁業中ボート或は漂流者を認めたるより之れを漁船に救助し下の関港に護送する所なることを確め、総員百九十八名を受取、鴻城丸にて都合三回に当救難所に護送し、西山、竹の子島支所は白島沖合に於てボートを認め直に現場に漕付け十六名の遭難者を救助して当所に護送

と報じた³⁾。翌1905年（明治38年）5月27日、28日の日本海海戦の際にも同様に出勤した⁴⁾。

本稿では、明治期に創立された公益団体の地方的形成を、山口県における帝国水難救済会を中心事例として検討する。皇族を総裁として戴き、爵位をもつ著名人を会長とし、知事が府県の責任者を務め、郡長・市町村長がそれぞれの地域活動を統括する。そうした組織の一つとして水難救済会を取り上げ、実行組織のあり方、募金組織の仕組み、地域社会に存在する他団体との異同、背景としての「海事」領域の受容を検討する。ここで公益団体として念頭にあるのは、創立年を括弧に付して列挙すれば、日本赤十字社（1877年・明治10年）、日本海員救済会（1880年・明治13年）、大日本帝国水難救済会（1889年・明治22年）、大日本武徳会（1895年・明治28年）、帝国海事協会（1899年・明治32年）、愛国婦人会（1901年・明治35年）である。なお以下の検討における主要な情報源は、県庁所在地の山口町で発行された日刊紙、防長新聞である。東京の水難救済会本部は、1945年（昭和20年）3月10日の空襲で全焼しその記録等は残らないので、その欠は他史料により補うほかなかった⁵⁾。

先行研究としては、水難救済会が編纂した団体史に、『帝国水難救済会五十年史』（1939年）、『日本水難救済会100年史』（1990年）があり、『山口県警察史上巻』（山口県警察本部、1978年）にも関連する記述がある。

宇部市丸尾崎救難所の歴史について、地元の研究として、芳村富雄著『丸尾の歴史あれこれ』（芳村富雄、2005年）がある。公設消防組と対比する際に参考になった鈴木淳氏による近代消防の研究⁶⁾、地方長官会議における各公益団体についての竹永三男氏の論及⁷⁾も本稿のテーマに隣接する研究である。

2. 全国組織としての歴史・背景

2.1 募金組織と実行組織

地域における公益団体を理解するためには、その実行組織としての側面と、募金組織としての側面を区別した上で、具体的なあり方を押さえて行くことが必要である。

第1に、実行組織について見ると、下関救難所では、下関警察署長（警視）が「監督」を務め、下関水上警察署長（警部）が「救難所長」を、同署の巡查部長が「救助夫長」を務めた⁸⁾。

下関水上警察署巡查部長加藤信太郎氏は帝国水難救済会下関救難所救助夫長嘱托の辞令を一昨日総裁の宮殿下より拝受したりという記事がある⁹⁾。「総裁の宮」とは、帝国水難救済会総裁の有栖川宮威仁親王である。警察組織に皇族総裁からの任命による水難救済会の役職の体系が被さり、二重化していた。

第2に、募金組織については、会員募集を警察官が担った。またその活動に対して、警察官らは、東京の水難救済会本部から、会員資格や慰労金を得ていた。つぎは、現在の防府市域に含まれる佐波郡の堀分署の例である¹⁰⁾。

大日本水難救済会にては堀警察分署長、警部金子馨氏が佐波郡委員として大日本水難救済会事業の拡張を図り功労頗る顕著なりしを以て、之を表彰せん為め、特に終身正会員に列し、木杯壹個並に慰労金十五円を贈与し、又金子氏の指揮に従ひ会員の募集に努力したる同署員村田悟氏は金七円を、藤村常之進氏は金五円を、齋藤貞一氏は金四円を、岩崎佐一氏は金三円五十銭を、中原安次郎、綿貫誠四郎の両氏は各三円を、立野唯一氏は金二円五十銭を、久芳福松、石村

力蔵の両氏は各金二円を、秦与一郎、品川道捨の両氏は各金一円五十銭を、何れも慰労として贈与し来りたる由

そして第3に、実行組織としての救難所や救難支所、救難組合の新設、および活動の監督には、東京の本部から会の幹部が来訪し地元警察幹部と協議の上、これを行った¹¹⁾。下記文中「全村」とは、丸尾崎救難所が設置されることとなる東岐波村である。

帝国水難救済会監事村田寅太郎氏は、今度吉敷郡小郡町へ下関救難所支部設置に関し全村へ実地検分の為め来りたる序を以て恰も全所より齋藤下関警察署長の帰関に付き差廻はしたる水上署の鴻城丸に便乗して、去廿日下関市に來たり、救難事務を視察し全夜十時山鉄列車にて帰京したり

以上、地域において警察の監督下にあるという点では、水難救済会は公設消防組と共通するが、全国的な統制のもとに組織化が進められた点では赤十字社との共通性が認められる。鈴木淳氏による近代消防の研究と対比して考えるとき、水難救助を目的とする水難救済会の組織の第1の違いはこの点にあった¹²⁾。

2.2 自生的救難組織

歴史上のどの時代にあっても、人びとが海に出る限りは、水難救助の課題があった¹³⁾。幕末以降、蒸気船が沿岸を航行するようになり、経済発展にともない船舶輸送が盛んになるなかで、水難救助の必要は増した。水難救済会以前の自主的救助組織の例として、現在の福岡県宗像市大島について「大島海防組」と題する記事が、読売新聞に残る¹⁴⁾。

同島は日本海中の一難航路たる玄界洋中の一孤島なれば、年々歳々暴風波濤の時に際し難船の此に漂着するもの其数幾干なるを知らず。[中略] 斯る危急に方つて之を救助するの方策を予じめ設けざるべからずとて、今回同島の戸長吉村発典外数名の発企にて普く義捐金を募集し堅固なる規約を結びて題号の如き組合を設け此程県庁へ認可を出願せしとぞ。其組織は総員七十名を四組とし毎組に小頭二人、伍長四人、組員十五人とし、現に客月三十一日組合員一同が同村沖津宮前に整列して各自規約書に捺印し夫より一艘に十五人づゝ乗組み四艘の舢舨にて競漕会を催したるよし

このような水難救済会以前の自主的・自生的救難

組織の場合、受益者と費用負担者が別であるため、その乖離をどのように埋めるのかという問題が生じる。受益者は、たまたまその海域を通り掛かり遭難した船舶であり、地元船だけではない。一方、救助船や救助器具の整備、救助活動に伴う負傷や死亡の危険は、地元民だけで担うことになる。消防には存在しない受益者と費用負担者が異なるという問題が水難救助にはつきまとった。これが水難救済と消防の違いの第2である。

水難救助活動を長期にわたり持続させるためには、この限界を越える仕組みが必要であった。水難救済会では、募金組織は海から離れた県内内陸部や海のない内陸県にも置かれたが、実行組織としての救難所は沿岸各地に置かれ、内陸部からの募金に基づき、救難夫には出勤実績に応じて賞与が支払われた¹⁵⁾。すなわち、募金組織から実行組織への資金の流れを作り出すことで、地域社会の負担を平準化することを目指した。

2.3 外国船と沿岸民

外国船の遭難も増えた。1881年(明治14年)11月の岩手県での事例が翌年3月、読売新聞の記事となった¹⁶⁾。この事例は地元では有名な史実であり¹⁷⁾、『岩手百科事典』は、「本県沿岸の英国船漂着をめぐり、外交問題に発展した事件」としてつぎの通り説明する¹⁸⁾。

1881年(明治14)11月28日、イギリス商船ホルワルド・ホー号(船長ウェードほか26人乗り組み)が、2度の嵐のために船体を破損して重茂村里部落(現宮古市重茂)の海岸に漂着した。福田勇村長は、ボートで上陸した船長の要請に応じて、村を挙げて乗組員の救助と積み荷の陸揚げを行い、乗組員たちはおよそ半月後便船で横浜へ送還された。しかし横浜の英字新聞が、この遭難事件を取り上げて「積み荷と船員の私物を横取りされ、虐待された」と書いたため、英国代理公使J・G・ケネディは外務大臣井上馨に厳重な抗議と調査を申し入れてきた。このため外務省は2人の幹部職員を派遣して調査にあたらせたが、その結果、略奪の事実はなくむしろ最上の日本食を提供するなど丁重にもてなしたことなどがわかり、英国側の主張に反論した。

明治時代には、この種の行き違いが繰り返された。1907年(明治40年)3月3日、房総半島白浜沖にお

ける米国汽船ダコタ号の遭難もその一例である。沖合の暗礁に近づく2万1000トン級の旅客船に気づいた白浜村長は、

直に村民を促し十数隻の漁船を出して、救助に赴きたるに船員は何と思ひてか、本船に近寄りしめず辛うじて乗移りたる村長の如き、船員の為に足蹴に遭ひたる程にて、日本人乗客の弁解に依り、始めて事情の疎通を得て、救助の目的を達したりと云へり、蓋し船員は村民が救助に赴きたるを、未開野蛮国の海岸にて、船舶難破の際に蛮民等が変に乗り劫掠を行ふことあると同一視して、一時の思ひ違より斯る挙動に出でたるものにもあるべし

という光景が見られた¹⁹⁾。

水難救済会が組織された沿岸では、水難救済会の救助船は会旗を掲げ、救助夫は制服として揃いの法被を纏い、救助に赴く²⁰⁾。日本全国の沿岸で、統一された救助組織を運用することで、遭難した外国船との無用の摩擦を回避する意味があった²¹⁾。

2.4 水難救済会の創設

1889年(明治22年)11月3日、大日本帝国水難救済会「開会奏上祭並開会式」が香川県の金刀比羅宮で挙行され、同所に本部が置かれた²²⁾。初代の会長となった金刀比羅宮宮司の琴陵宥常(ことおかひろつね)に組織形成の示唆を与えたのは、薩摩出身の元勲政治家、黒田清隆である。黒田は、1886年(明治19年)6月から1887年(明治20年)4月にわたる外遊から帰国し、同年11月、その見聞をまとめた『環游日記』を上梓した。日本における海難救助組織の形成を考え、琴陵宥常に『環游日記』を示した。同書には、ロシアの海難救助組織についての記述が含まれる。第2代会長の吉井幸蔵は、1900年(明治33年)9月28日、山形県鶴岡において地元有志に向い「本会成立の趣旨」を演述し、

黒田伯爵が欧米漫遊の際露国水難救済制を詳細に調査し其完備せるものを齎らし来り帰朝の後金刀比羅宮司琴陵宥常氏に示されたるに、同氏は感慨の情に堪へず憤然率先して私財を抛ち朝野知名の士に賛同を得て有栖川中將の宮殿下を総裁に仰ぎ奉り、鍋島侯を副総裁に推戴し、自ら進んで会長たる難局の地位に立ち

と述べる²³⁾。

琴陵宥常が上京し、黒田清隆総理大臣に面会したのは、1889年(明治22年)3月であった。つづいて、

海軍次官樺山資紀・通信省管船局長塚原周造らと協議した。通信省から塚原が、海軍からは水路部長肝付兼行が、新設される水難救済会に関与することになった²⁴⁾。同年5月、従来から組織されてきた信徒団体「金刀比羅宮崇敬講社」のなかに「金刀比羅宮崇敬講余慶社」が設立された。水難救済会を経済的に支援する目的で、共同一致して応分の金額を積み立てるための組織であった²⁵⁾。救済会は、創立直後の1889年(明治22年)12月、各府県知事に「地方委員長」を委嘱して会員募集を依頼し、さらに、翌1890年(明治23年)6月、各府県警部長に「委員副長」を委嘱する制度を定め、募金組織の形成を開始する²⁶⁾。有栖川宮威仁親王が総裁に就任したのは、同1890年4月である。

募金組織の拡充は困難を極めた。先に引用した吉井幸蔵の鶴岡での演説はつぎのように続く。

琴陵氏は二十五年の春永眠せられたるにより、事業頓に伸張を欠き漸く萎靡するの不得止に至りたるを以て、琴平なる本部を東京に移し、今の藤波主馬頭之が後継尽力せられ僅かに持継するを得たるも、尋で彼の二十七八年の戦役となり人心は之に趨り本会の納金を遅滞するもの頻出し益困難の逆境に迫りたるも、藤波氏等の奮励尽瘁せられし処ありて一縷の命脈を保つことを得たり

「藤波氏」とは、救済会創立以来の常議員、宮内省主馬頭の藤波言忠である。1892年(明治25年)2月15日、琴陵宥常は逝去し、1897年(明治30年)5月、伯爵吉井友実の嗣子、海軍少佐吉井幸蔵が海軍を退職し会長に就任するまで、副総裁鍋島直大が会長事務を代行することになった²⁷⁾。1892(明治25年)年6月、救済会本部は琴平から東京へ移転した。吉井は、1927年(昭和2年)10月7日に逝去するまで会長を務めることとなる²⁸⁾。

2.5 国庫補助と救難所設置

1892年(明治25年)7月に決定された肝付兼行立案の救難所整備計画²⁹⁾に従い、実行組織の拡充が加速するのは、1897年(明治30年)4月以降、政府補助金を財源に加えることになってからである³⁰⁾。翌1898年(明治31年)11月28日、救助報告が通信省を経て官報に掲載されることになり³¹⁾、半官半民の公益団体としての位置付けがより明確となった。

設置された救難所を列記すればつぎの通りとなる。数字は設置年月であり、地名表記は引用元の

『帝国水難救済会五十年史』のままである³²⁾。

多度津	1889・11	香川県仲多度郡多度津町
与島	1889・11	香川県仲多度郡与島村
引田	1890・04	香川県大川郡引田町
石巻	1891・03	宮城県牡鹿郡石巻町
古座	1891・05	和歌山県東牟婁郡古座町
大島	1891・05	和歌山県東牟婁郡大島村
太地	1891・05	和歌山県東牟婁郡太地村
撫養	1891・05	徳島県板野郡撫養町
和歌山	1894・02	和歌山県和歌山市網屋町
渡波	1894・09	宮城県牡鹿郡渡波町

ここまでが、日清戦争開戦の年までの設置である。和歌山県東牟婁郡の3か所は、1890年（明治23年）9月16日夜、同郡大島樫野崎付近に座礁・沈没したオスマントルコ軍艦エルトゥール号の遭難事件に対応して設置されたものである³³⁾。政府補助金による組織拡大が始まって以降、日露戦争が終るまでに設置された救難所はつぎの通りである。

下関	1897・11	下関市西南部町
美保関	1898・02	島根県八束郡美保関町
龍飛	1898・11	青森県東津軽郡三厩村
銚子	1899・01	千葉県海上郡本銚子町
小樽	1899・03	小樽市南浜町
掛塚	1899・03	静岡県磐田郡掛塚町
若松	1899・06	福岡県遠賀郡若松町
加茂	1901・07	山形県西田川郡加茂町
酒田	1901・10	山形県飽海郡酒田町
大間	1902・02	青森県下北郡大奥村
下風呂	1902・03	青森県下北郡風間浦村
堀江	1903・03	愛媛県温泉郡堀江村
布良	1903・03	千葉県安房郡富崎村
三津	1903・12	愛媛県温泉郡三津浜町
東京	1904・03	東京市深川区永代河岸
三崎	1905・03	神奈川県三浦郡三崎町
丸尾崎	1905・03	山口県吉敷郡東岐波村

3. 山口県における組織形成

3.1 救難所の配置

下関と丸尾崎（現在の宇部市沿岸東部）に加えて、山口県内には、明治末までにつぎの救難所が設置された。4か所のうち「川尻」のみが山陰側である。

中関	1906・03	佐波郡中関村
家室	1908・03	大島郡家室西方村
川尻	1908・03	大津郡向津具村

上関 1911・08 熊毛郡上関村

この後、1908年（明治41年）2月に発足した徳山救難組合が、1930年（昭和5年）4月に救難所に昇格し、上に加わる³⁴⁾。

救難所支所として設置されたのは、つぎの箇所であった³⁵⁾。15か所のうち「安岡」「蓋井島」「永田」「吉見」が山陰側である。☆印は1908年（明治41年）2月、救難組合に変更された。

〔下関救難所所属〕

弟子待	1898・12	豊浦郡彦島村
田ノ首	1898・12	豊浦郡彦島村
福浦	1898・12	豊浦郡彦島村
西山	1898・12	豊浦郡彦島村
竹ノ子島	1898・12	豊浦郡彦島村
本山	1899・06	厚狭郡須恵村 ☆
刈屋	1899・06	厚狭郡須恵村 ☆
江ノ浦	1903・04	豊浦郡彦島村
宇部	1905・05	厚狭郡宇部村 ☆
安岡	1906・10	豊浦郡安岡町 ☆
蓋井島	1913・11	豊浦郡豊西村
永田	1921・08	豊浦郡吉見村
吉見	1927・07	豊浦郡吉見村

〔丸尾崎救難所所属〕

秋穂	1906・04	吉敷郡秋穂村 ☆
----	---------	----------

〔徳山救難所所属〕

給島	1931・03	都濃郡大葉村
----	---------	--------

山口県内に設置された救難組合はつぎの通りであった³⁶⁾。1908年（明治41年）2月に救難支所から救難組合に変更された「本山」「刈谷」「宇部」「安岡」「秋穂」は省略した。10か所のうち「仙崎」「矢玉」だけが山陰側となる。なお、救難組合と救難支所は同格であり、救難所近隣に設置する場合に支所として扱われる³⁷⁾。

新港	1907・12	玖珂郡麻里布村
下松	1908・02	熊毛郡下松町
梶浦	1908・02	厚狭郡厚狭町
長府	1908・02	豊浦郡長府町
仙崎	1908・02	大津郡仙崎町
徳山	1908・02	都濃郡徳山町
矢玉	1914・05	豊浦郡神玉村
神代	1919・11	玖珂郡神代村
福川	1930・06	都濃郡福川町
富田	1930・06	都濃郡富田町

1939年（昭和14年）までの救難所網の整備は上の通りである。山口県内における実行組織の骨格は、

明治末年までに形成された。また地理的には、関門海峡から周防灘に面した山陽側に集中していた。

3.2 航路と海難

山口県において救難所整備が早期に進んだ理由、および、設置場所が山陽側に偏在した理由の第1は、関門海峡から周防灘を経て瀬戸内海を神戸、大阪に向う水路が国際航路としての性格をもち、軍艦・商船の交通が頻繁を極めたからである。内外の艦船は、石炭積込みの便宜と、観光上の魅力からこの航路を選んだ³⁸⁾。

周防灘側に救難所が偏在した第2には、国際航路となったその同じ海域が、西洋形帆船、日本形帆船による物資輸送、特に、北九州の若松港を起点とし、神戸・大阪までつづく石炭輸送路に当たっていたことがある³⁹⁾。

下関水上警察署による「関門間海難減少策ニ関スル意見」⁴⁰⁾は、関門海峡での海難多発の原因を、「潮流ノ急激」「暗礁基布」「漁船出入」に加え「帆船出入」に帰し、

帆船航路ノ障害ハ主トシテ石炭船ノ航通ニシテ諸船舶ノ出入ハ其ノ数頗ル夥敷、毎時関門間乃至若松間ヲ往来スルモノ実ニ数百艘ヲ以テ数ヘリ。彼等ハ何レモ石炭ヲ満載シテ帆船シ

と記述する。

周防灘に面した丸尾崎からも、木造帆船が遭難の大きな部分を占めるとの報告がある。吉村富雄編著『丸尾の歴史あれこれ』はつぎのように述べる⁴¹⁾。

明治維新後は、日本国内産業の近代化、中でも工業の進展は著しく、それに伴い原料や燃料(石炭)などを運ぶために、海運業が盛んになって来た。しかし、明治・大正時代の国内の船の主流は木造帆船であり、また、航路の開発整備も未発達であった。それに、気象予知は熟練した船頭の勘に頼っていたため、台風期や冬の季節風の時季になると、難船事故が多発していたのである。

同書は、大正時代になって「帆船が機帆船や大型汽船」に置き換わり、昭和になると「ラジオの発達と共に、気象情報の伝達も正確敏速」になり、遭難は減少し、「救難所の役目は昭和六年頃より殆どなくなった」としている。

3.3 救助方法と人員

救助船は、近隣の造船所で、伝統的な櫓漕ぎの和

船をベースに建造された。1898年(明治31年)、吉井幸蔵会長がアメリカ合衆国水難救済局長に宛てた書翰では、「救命艇は吾国固有の漁船に改良を加へ航海に耐ふるものと致し」と述べている⁴²⁾。ガソリン機関が導入される以前には、蒸気機関では急場の出動には間に合わないため、櫓で推進する人力に頼らざるを得なかった⁴³⁾。前掲『丸尾の歴史あれこれ』には、「救命艇神島丸(昭和6年3月・進水式)」の写真が載っている⁴⁴⁾。右舷・左舷それぞれに櫓を四丁ずつ設置した八丁櫓の和船である。

人的構成を見ると、救難所は、地元の町村長クラスの協力により設置され、所長・救助夫長などの役職は地元民によって占められた。「2.1 募金組織と実行組織」で述べたように、下関救難所だけが、山口県の沿岸全域を管轄する下関水上警察署に直属し、同警察署長が救難所長を、同署の巡査部長が救難夫長を務める点で例外である。丸尾崎の場合、「小郡警察分署長金子馨氏は同所監督」に任命され⁴⁵⁾、その下で、

初代所長には、東岐波村第一代の村長を明治二二年から同三〇年まで勤めた、部阪経三氏が任命された。なお、同氏は救難所の設置に関し、かなりの私財を投じて協力したと言われ、救難所の建物の設置場所は、同氏の別邸「香月堂」の敷地内であった。また、救難所の救助長の第一代は、それまで丸尾沖で数十回に及び難船を救った経験を持つ、小林良蔵氏が任命された。一方、救助艇に乗り組む救助隊員は、丸尾地区内の漁師の人たちの中から多くの人が任命されたという⁴⁶⁾。

こうした実行組織の人的構成は、同時期に山口県の大味大五郎警務長によって設置が推進された公設消防組の例に似ている⁴⁷⁾。例えば、1907年(明治40年)の大津郡俵山村を取り上げた記事で、

消防組組頭高橋俊三、第一部長吉田信輔、第二部長川崎雅太諸氏の如きは、資産ある有力家なるが、特に川崎氏の如きは中学校を卒業せる人にして、自ら喜んで其任務に就き組員の誘導に務めつゝあり

と報じる姿と重なる⁴⁸⁾。

3.4 山口支部発会式

実行組織としての下関救難所は、1897年(明治30年)11月、活動を開始した⁴⁹⁾。一方、募金組織としての山口県委員部は、同じ1897年7月にスタートし、

1908年（明治41年）2月、集めた募金を基金として社団法人として登記を完了した⁵⁰⁾。同年5月24日、水難救済会山口支部は、他府県に先駆け、全国で初めての支部発会式を挙行政した。

水難救済会が支部設置内規を定めたのは1904年（明治37年）9月のことで、3条件「救難所所在地方ニシテ維持基金壹万五千元以上ヲ有スルモノ」「会員一万人以上ニ達シ納金ノ成績良好ナルモノ」「寄付金額前項ノ程度ニ達シタルモノ」のいずれかを満たした場合、支部を設置し、「支部設置ノ場合ハ府県委員部ヲ廃止ス」という内容であった⁵¹⁾。山口県は第1項・第2項を満たして支部設置となった。

4. 公益団体と地域

4.1 模範としての赤十字

日本海員掖済会（海員養成）、帝国水難救済会（海難救助）、大日本武徳会（武道振興）、帝国海事協会（海事振興、義勇艦隊建設）、愛国婦人会（軍人援護）など、公益団体による募金組織の地域展開には、日本赤十字社（戦時・天災等における負傷者救護）が先例、模範となった。

第1に、会員募集や募金を行政組織に委嘱し、地方自治体と一体化するという共通性がある。日本海員掖済会は、水難救済会の1年後、1898年（明治31年）11月、山口県に地方組織を開設した。翌1899年（明治32年）2月、「従前府県知事は委員長と云ふ名義なりしを支部長と改むると共に、本県各郡市長は新たに郡市部委員長を嘱托」とした⁵²⁾。同記事は、掖済会は「殆んど赤十字社の組織の如くして大いに会員を募集する筈」と評する。海事協会の義勇艦隊建設募金も同様で、「赤十字社の事業に倣ひ資金を募集」した⁵³⁾。

先行する赤十字社は、1887年（明治20年）、山口県赤十字社として発足し、翌1888年（明治21年）、日本赤十字社山口支部に改組されていた⁵⁴⁾。

第2に、募集会員数あるいは募金目標額を設定し、各基礎自治体ごとに割り振るという募金方式の共通性がある。赤十字社は、吉敷郡で350名の募集目標を設定し、「全数を折半し、一半は各町村の人口に応じて割付け、一半は直接国税十円以上を納むる数に割付」けた⁵⁵⁾。

水難救済会も目標額方式だった。つぎのような記事が残る⁵⁶⁾。

玖珂郡高森分署詰中村巡査部長は其管内へ出張

し水難救済会義金募集を為したるに、成績良好にて予定配当額五千六百円に対し最早半数以上の応募者あり、遠からず全部収納し得る見込なり

第3に、募金や会員応募への対価として、諸団体ごとに類似した形式の名誉の分配が制度化された。個人に対して徽章を授与するのに加えて、赤十字社は「忠愛旗」⁵⁷⁾、海員掖済会は「奉公旗」⁵⁸⁾、海事協会は「義勇旗」⁵⁹⁾を市町村に与えた。例えば、帝国海事協会は、

曩に義勇艦隊建設事業についてこれに資金を醸出し事業の成功を助くるものに対しその醸出高に応じ各種の徽章を交付する外、個人以外の各市町村にして同会が定めたる募集予定額以上の資金を醸出したる者に対し特に義勇旗を製してこれに寄贈し、学校運動会その他の各公式挙行の際これを樹てしめ以てその誠義を表彰し来りということである⁶⁰⁾。1907年（明治40年）5月7日、山口県庁において39町村に対する義勇旗授与式が行なわれた⁶¹⁾。

なお、水難救済会は赤十字社、海員掖済会、海事協会とは異なり、忠愛旗、奉公旗、義勇旗に相当する地域に対する授与物品を用意しなかった。町村内の字単位の寄付について、「総代」あるいは「代表者」個人宛てに、感謝状と銀杯、木杯などを授与している事例が残る⁶²⁾。

4.2 諸団体の競合

各団体の山口県における募金組織の大会などを列挙してみると、日本赤十字社山口支部（1896年・明治29年12月5日、第1回総会）⁶³⁾、大日本武徳会山口支部（1903年・明治36年7月5日、発会式）⁶⁴⁾、帝国水難救済会山口支部（1908年・明治41年5月24日、発会式）、愛国婦人会山口支部（1908年・明治41年6月5日、第1回総会）⁶⁵⁾、となる。海員掖済会については発会式の挙行は確認できない。海事協会については、前述の義勇旗授与式と、募金によって竣工した義勇艦の山口県沿岸各港への回航が同様の動員イベントであった⁶⁶⁾。この種の行事は地元紙の紙面を大きく占有するメディアイベント性を有した。

地域社会において寄付勧誘は競合した。

防長新聞を見ると、1903年（明治36年）11月22日社説「寄附勧誘の弊」は、「寄附勧誘者は地方官の手紙を携へ又は官吏自身に勧誘員となり、某社に加盟すべし某会に入会すべし」と誘うが、「公租すら

負担に耐へざる今日に於て諸種の寄付に応ぜんとすれば我が生活を危くせざる」を得ない、「官吏たるもの」が「私立団体の為めに入会者を勧誘」するのは「徒らに職務の繁忙を加ふるのみにして人民には唯迷惑」であるとする。

また、1909年（明治42年）7月2日時事評論「寄附勧誘と官庁」は、「知事郡長町村長駐在巡查等」の

一定の職務を帯ぶる地方官吏が、公務を取扱ふ時間を割きて私設事業に斡旋し、其の斡旋の功勞に依り、手当金又は有功章等を受領するは、規律を紊乱するもの

と述べ、

地方人民の頭上に落下する寄附の重立ちたるものを列挙すれば、赤十字社、武徳会、水難救済会、海員掖済会、愛国婦人会、軍人後援会、義勇艦隊資金等屈指に違あらず

と団体名を列記する⁶⁷⁾。

町村長クラスにおける被勧誘の競合の具体例も確認できる⁶⁸⁾。また、日露戦後の1906年（明治39年）から1908年（明治41年）にかけて、郡、市町村規模での各公共団体の会合やイベントの報道が数多く見受けられる。

4.3 警察組織と武徳会、水難救済会

中央では、第1次西園寺公望内閣の原敬内相が、武徳会の会員募集への警察官の関与を掣肘した。原（立憲政友会）と大浦兼武（山県系内務官僚）の政治レベルの対立である。

発端は1907年（明治40年）4月11日から開催された第1次西園寺内閣における2回目の地方官会議であった⁶⁹⁾。防長新聞によると、

原内相が各府県知事に向て一の訓令を發し、警務長以下各警察官の如き平素尤も威嚴を保ちて人民の保護者とならざる可からざる者が、彼の日本赤十字社と云ふ、又は愛国婦人会の如き、或は武徳会の如き団体に対して、社員と成る事を勧誘し或は寄付金募集の尽力をなすが如きは、避く可き旨を戒飾

したところ、

地方長官中には右訓令の旨意を誤解して、警察官に限らず知事以下各事務官又は郡町村長の如きに至る迄一切之に関与する可からざる者の如くに速了したる者

が生じたという⁷⁰⁾。

武徳会はその影響を受け「訓令已来は其大会の如きも寂寞を極めた」ため、同年9月11日、同会の役員である渡辺昇、北垣国道が原内相を訪問し、訓令の趣意を質問した⁷¹⁾。

原内相は、

予が訓令の趣意は武徳会のみならず赤十字社の如き、愛国婦人会の如き、其他すべての公共団体の会員募集とか寄付金募集などの事に付て、従来警察官が運動がましき事をなすが如きは公安を保護する職責を有する警察官のなすべき事にあらざるを以て、将来は警察官に限り之れに関与せざる様にとの訓令を發した

と返答したという⁷²⁾。

原は、日記に、兩名との同趣旨の応答を記録した後、末尾に、

要するに彼等は従来警察官を利用して武徳会の為めに働かしめ、今は四十万円斗りも醸金を得て大浦兼武会長となりて色々の事に利用し居たり

と記した。

募金組織を地域に展開する公共団体のうち警察官が会員募集にかかわったのは、防長新聞を見る限り、警察剣道が関連する武徳会と⁷³⁾、警察が実行組織を監督する水難救済会だけである。原内相の訓令が救済会の会員募集に与えた影響は不明である。少なくとも防長新聞には、1907年（明治40年）1月29日を最後として、以後、警察官が救済会の会員募集にかかわる記事は見つからない⁷⁴⁾。武徳会をめぐる中央の政治対立のあおりを食って、警察官による水難救済会の会員募集は行なわれなくなったと推測される。

4.4 海事と地域社会

日本海員掖済会、帝国水難救済会、帝国海事協会という3団体は通信省管船局所管である⁷⁵⁾。これら海事にかかわる公共団体には、この時代固有の象徴性があった。

領事裁判権が回収され、外国人船員に対する海事裁判が日本の主権下に行なわれることになったのは、1899年（明治32年）であった。しかし、ノンマントン号事件（1886年・明治19年）や千島艦事件（1892年・明治25年）など、不平等条約下における裁判の記憶は薄れていない。

1903年（明治36年）、欧米人高級船員によって日本人の命が危険にさらされたとの枠組みで海難を報

じる記事が残る。同年5月1日夜、広島県宇品港から愛媛県三津浜港へ向う連絡船早速丸（はやみまる）の遭難である⁷⁶。同船は、伊予灘において神戸から門司へ向う韓国船籍の漢城号と衝突し、沈没した。防長新聞は、乗客の一人、関佐一郎の談にもとづき記事を構成する⁷⁷。「百廿六噸余の小船」の船腹に「千百噸の大船」が衝突し「全沈没に到るまでの時間僅に五分間」、乗組72名のうち生存は47名であった。責任ある迅速な対応を躊躇する漢城号のドイツ人船長パンネールと、早速丸に船客として乗り合わせていた戦艦富士の水兵5名を対比的に描く。

ドイツ人船長は「航路の知れざるを口実とし、三津浜へ寄港するの危険を説きて其場を逃れんとした」が、早速丸の船長が「水先案内たらんことを言出しより、漢城号も今は是非なく三津浜に寄港することとな」った。双方の船長は三津浜警察署に同行を求められたと述べた後、防長新聞は、

右衝突の箇所は明治二十五年十一月千島艦が英国商船ラベンナ号と衝突する所となりて沈没したりし箇所を距ること遠からざる所なり

と付記する。

当時、船長、機関長等の高級船員に関しては、日本人の養成が間に合わず、国内航路を含めて欧米人の比率が高い事情があった⁷⁸。欧米人高級船員に取って代わるべき日本人海員養成を急ぐ海員掖済会。欧米人が操船する大型船と衝突して沈没する帆船や小型汽船を救助に赴く水難救済会。こうした心象にもとづく2団体の会員募集には訴求力があつた。

3団体のなかでは、海事全般の振興を掲げた海事協会は後発である。1899年（明治32年）に組織された同協会は、1904年（明治37年）2月、募金による仮装巡洋艦建設を事業とすることを總會決定し、ウラジオ巡洋艦戦隊の脅威に国内が騒然とするなか、義勇艦隊建設募金を進め、掖済会と救済会の後を追った⁷⁹。

5. むすび

調査の過程で気づきながら、本稿では取り上げられなかった論点を列挙し、結びとする。

第1は、海難救助の近代化との関連である。この時代、全国的に見ると、水難救済会の組織が及ばない海浜の方が多かった。防長新聞には、救難所の救難夫らが救済会本部より救助実績に対して「賞与」

を得たという記事だけでなく、一般漁民が遭難者救助を表彰され、山口県知事から「賞金」を与えられたという報道が頻出する⁸⁰。また、救難所のない沿岸で遭難船を発見した場合、警察官が地元民を指揮して救難に当たる⁸¹。さらに、遭難船の船具や積荷を拾得して届け出なかった者は漂流物隠匿罪で処罰され「罰金」が課せられた⁸²。難破船の漂流物の分捕りという悪風が明治以降も残っていた。救済会会長の吉井幸蔵は、

これ等の悪習慣を打破するには、救済所^{マツ}を設けて、附近の人民に博愛慈善の道を説き、本会の志を述べて、遭難の場合には共に救助すべく誘導すれば、自然悪習慣化して美風となるであらう

と、強調する⁸³。

水難救済会の活動、1899年（明治32年）制定の水難救護法にもとづく一般人による救難活動、政府・府県・基礎自治体を通じた漂流物の掠奪防止等の相互関係の解明が課題として残る。

第2は、地域における諸団体について、本稿で扱った時期固有の姿である。1907年（明治40年）5月、都濃郡鹿野村では、在郷軍人会と武徳会分会が同じ日に同じ会場で開催された⁸⁴。同年9月、招魂場の整地式に在郷軍人を集めた場で、県会議員立候補の挨拶があつた⁸⁵など、興味深い事例が散見される。日露戦争後、地域での各種団体活動が重複、競合した状況を特定の町村レベルに視点を置いて精査する必要がある。帝国在郷軍人会山口支部が発足したのは、1910年（明治43年）12月、発会式は翌年3月であつた⁸⁶。この頃には日露戦後の雰囲気紙面から消える。

第3は、系統組織を形成する全国団体のうち、知事、郡長、市町村長がそれぞれの支部責任者になる組織類型と、行政組織とは別建てで分立的に組織されるもう一つの類型との異動である。1903年（明治36年）、山口県農会が組織されるに際し、渡辺融知事は、

他府県には往々知事や郡長が会長になつちよるが箇人の方面からは敢て差支へはないようだけれども職権上知事や郡長は監督の位置にあるものなれば被監督者と監督者と相兼ねるは事実上面白くない宜しく避くことじや

との意向で、県農会長には就かなかつた⁸⁷。本稿で取り上げた公益団体は、実行組織は本部から統制され、募金組織が地域展開した。農会や教育会はそれ

とは異なる。昭和にいたる半官製団体の諸類型を整理、解明し、そのなかに本稿で扱った事例を位置付ける必要がある。

註

- 1) 軍事史学会編『日露戦争(二) 戦いの諸相と遺産』(錦正社, 2005年6月)所収, ワーディム・ルオービッチ・アガーポフ「露日戦争におけるウラジオ巡洋艦戦隊の作戦」, および, 堤明夫「ウラジオ巡洋艦戦隊行動図」参照。
- 2) 『山口県警察史』上巻(山口県警察本部, 1978年)535~537頁。
- 3) 読売新聞1904年(明治37年)6月22日2面「水難救済会の救助顛末」。本号に掲載した研究ノートで扱った早速丸沈没事件の場合と同様に、県知事から内務省へ送られた報告が、記者発表を経て掲載されたと推測できる。『帝国水難救済会五十年史』(帝国水難救済会, 1939年・昭和14年)56~58頁にも、「常陸丸佐渡丸遭難救助報告(明治三十七年六月一七日下関救難所長報告)」として、同文が残る。
- 4) 読売新聞1905年(明治38年)5月30日4面「大海戦と救済会」。
- 5) 『日本水難救済会100年史』(社団法人日本水難救済会, 1990年)45頁。
- 6) 鈴木淳著『町火消たちの近代—東京の消防史』(吉川弘文館, 1999年), 同『関東大震災—消防・医療・ボランティアから検証する』(筑摩書房, 2004年)。
- 7) 竹永三男「原敬と地方長官会議—日露戦後における地方長官会議の確立」(社会システム論集<島根大学法文学部紀要>1号, 1996年)。
- 8) 1901年(明治34年)5月4日3面「救難所長囑托」, 同7月11日2面「救難所の辞令」, 1903(明治36年)年1月27日3面「救助夫長の任命」, 同9月17日2面「水難救助夫長の任命と賞与」, 1904年(明治37年)5月18日2面「齋藤署長の巡視」, 1905年(明治38年)12月21日2面「下関水上署長の新任」, 1906年(明治39年)7月15日2面「齋藤警視の名譽」, 同7月26日2面「水難救済支所の授与式」。
- 9) 防長新聞1904年(明治37年)6月23日2面「水難救済部長の囑託」。
- 10) 防長新聞1904年(明治37年)1月15日2面「水難救済会の行賞」。
- 11) 防長新聞1905年(明治38年)2月23日2面「水難救済会監事の来関」。
- 12) 註6)に同じ。
- 13) 近世から近代初期にかけての海難救助に関する法制史的研究に、金指正三著『近世海難救助制度の研究』(吉川弘文館, 1968年)がある。また、内閣府・中央防災会議「災害教訓の継承に関する専門調査会」第1期報告書の一つに「1890エルトゥールル号事件」(2005年3月)がある。その第1章第1節「明治時代の海難対策」が当時の海事・海難について概観している。
- 14) 読売新聞1887年(明治20年)8月20日3面。
- 15) 前掲『五十年史』を見ると、「府県別会員数(昭和十四年五月末日調)」(291~294頁)に埼玉・群馬・栃木・奈良・山梨・滋賀・岐阜・長野各県の会員数が記されている。救難所の全国的な配置については、同書収録の「帝国水難救済会救難所配置図(昭和十四年十月)」。
- 16) 読売新聞1882年(明治15年)3月11日3面。
- 17) 小島俊一著『とっておきばなし陸中海岸 宮古・閉伊秘話』(トリョーコム, 1979年)54~59頁「恩が仇の重茂浜のイギリス商船」。『岩手県永年保存文書目録 第1集』(岩手県総務部学事文書課, 1984年)33頁掲載の諸綴。
- 18) 岩手放送, 1978年。675頁, 花坂蔵之助氏執筆「ホルワイド・ホー号漂着事件」の項。
- 19) 水難救済会機関誌『海』8年3号(1907年・明治40年3月25日)3頁「米国船の難破」。
- 20) 1898年(明治31年)「組長以下救難所員ノ服装統一ハ各救難所一致ノ希望ナルニヨリ, コレヲ規定」した(前掲『五十年史』25頁)。
- 21) 防長新聞1905年(明治38年)10月15日3面「救命具の到着」によれば、救難組合の設立準備を行っていた山口県都濃郡徳山町の関係者に、水難救済会本部から送られてきた制服・会旗・救命具等は、「法被三十枚, 浮輪五, 胴巻五, 毛布五, 重付投網二, 締結付網二, 担架二, 手提燈三, 鳶口二, ばけつ五, 双眼鏡一, 標旗二, 船旗五」であった。
- 22) 水難救済会の創設については、従来、前掲『五十年史』, 前掲『100年史』が参照されてきた。これに最近、西牟田崇生著『黎明期の金刀比羅宮と琴陵宥常』(国書刊行会, 2004年)が加わった。「開会奏上祭並開会式」の表記は同書674頁。

- 23) 前掲『海』第4号(1900年・明治33年10月18日)26頁。
- 24) 前掲『五十年史』4頁, および, 前掲『黎明期の金刀比羅宮と琴陵宥常』653~654頁。
- 25) 前掲『黎明期の金刀比羅宮と琴陵宥常』662頁。
- 26) 前掲『五十年史』12~13頁。
- 27) 前掲『100年史』5, 7頁。
- 28) 前掲『五十年史』159頁。平凡社『日本人名大辞典』第6巻(1979年)447頁「吉井幸蔵」の項。
- 29) 前掲『100年史』6頁, 前掲『五十年史』167~172頁。
- 30) 『通信事業史』第6巻(通信省, 1941年・昭和16年)1223頁。他に, 日本海員救済会が, 同じく通信省管船局管轄の団体として1896年(明治29年)4月以降, 補助金を受けた(同書1213頁)。
- 31) 前掲『100年史』10頁。
- 32) 前掲『五十年史』177~180頁。
- 33) 読売新聞1890年(明治23年)9月22日2面「水難救済会」。
- 34) 前掲『五十年史』186, 204頁。
- 35) 前掲『五十年史』193~195頁。
- 36) 前掲『五十年史』203~208頁。
- 37) 前掲『五十年史』32頁「支所制度認可」, 45頁「救難所員手当」。
- 38) 防長新聞1907年(明治40年)6月19日2面「大戦艦関門通過に就きて」。
- 39) 三木理史著『近代日本の地域交通体系』(大明堂, 1999年)119~124頁。
- 40) 『山口県警察施設ノ主眼』(山口県警察部, 1909年・明治42年, 警察公報第901号附録)。国立国会図書館所蔵。
- 41) 2000年刊, 164~166頁。
- 42) 防長新聞1899年(明治32年)6月4日3面「水難救済会に対する米政府の好意」, 同1908年(明治41年)5月23日2面「救命砲の来歴」。
- 43) 前掲『五十年史』216頁によると, 最初の救命機艇「綾瀬」が竣工し, 東京救難所に配属されたのは, 1922年(大正11年)である。
- 44) 同書163頁。
- 45) 防長新聞1905年(明治38年)3月24日2面「丸尾救難所役員決定」。
- 46) 前掲『丸尾の歴史あれこれ』162頁。中関救難所に関しても, 防長新聞1905年(明治38年)5月5日3面「水難救済会敷地の決定」に「土地の有力者加藤勉二氏は所要の土地を寄付」との記述が残る。
- 47) 前掲『山口県警察史 上巻』920頁によれば, 在任1906年(明治39年)8月15日~1909年(明治42年)5月4日。
- 48) 防長新聞1907年(明治40年)4月28日2面「消防組の改良」, 1910年(明治43年)2月24日3面「明木村消防組員の任命」にも同趣旨の記述がある。
- 49) 読売新聞1897年(明治30年)10月31日3面「下の関救難所の開始」。
- 50) 防長新聞1908年(明治41年)5月26日2面「帝国水難救済会山口支部発会式」。
- 51) 前掲『五十年史』64~65頁。
- 52) 防長新聞1899年(明治32年)2月23日2面「日本海員救済会山口支部」, 『日本海員救済会五十年史』(日本海員救済会, 1929・昭和4年)38頁に対応する記述がある。
- 53) 防長新聞1904年(明治37年)8月27日2面, 社説「義勇艦隊に就て」。
- 54) 『日本赤十字社山口支部沿革概要』(日本赤十字社山口支部, 1926年・大正15年)2~3頁。山口県立山口図書館所蔵。
- 55) 防長新聞1902年(明治35年)1月22日2面「赤十字社員募集」。
- 56) 防長新聞1906年(明治39年)7月27日2面「水難救済会義金募集成績」。
- 57) 防長新聞1907年(明治40年)9月12日2面「大歳村忠愛旗披露式」, 防長新聞1909年(明治42年)10月3日2面「忠愛旗授与式」。
- 58) 前掲『救済会五十年史』58頁。防長新聞に山口県での奉公旗授与の具体例を見つけることはできなかった。
- 59) 義勇旗のイラストは, 『日本海事協会—その100年の物語』(財団法人日本海事協会, 1999年)31頁。
- 60) 防長新聞1907年(明治40年)4月10日1面「海事協会義勇旗」。
- 61) 防長新聞1907年(明治40年)5月9日2面「義勇旗授与式」。
- 62) 防長新聞1910年(明治43年)8月28日2面「水難救済会寄附者表彰」。
- 63) 前掲『日本赤十字社山口支部沿革概要』5頁。
- 64) 防長新聞1903年(明治36年)7月7日2面「武徳会光景」。
- 65) 防長新聞1908年(明治41年)6月6日2面「愛

- 国婦人会山口支部第一回総会」。支部長は歴代の県知事夫人で、県知事は顧問となっている。
- 66) 防長新聞1909年（明治42年）7月24日2面「梅ヶ香丸の巡航」、同8月15日2面「梅ヶ香丸歓迎準備」。
- 67) 当時の防長新聞では、軍人援護会と軍人後援会が区別されず混淆して用いられる例がある。この社説では后者であろう。
- 68) 『下関文書館郷土資料目録（13）』（下関市立長府図書館，2004年）。1897年（明治30年）～1908（明治41年）年まで豊浦郡生野村の村長を務めた富岡清軌の文書、吉敷郡長を辞職後に豊浦郡小月村に居住した阪本協の文書のそれぞれに、勧誘の様子が確認できる。
- 69) 訓令を直後に報じたのが読売新聞1907年（明治40年）5月8日1面「警察官の会務周旋」である。
- 70) 防長新聞1908年（明治41年）5月3日1面「原内相大浦男の確執について」。
- 71) 原奎一郎編『原敬日記 第2巻』，福村出版，1965年，303，258頁。
- 72) 前掲註70)に同じ。
- 73) 『山口県剣道史』（山口県剣道連盟，2004年）115～130頁。
- 74) 防長新聞1907年（明治40年）1月29日2面「水難救済会義金の好況」。
- 75) 前掲『通信事業史 第6巻』第10篇「管船」第7章「海事団体」は、第1節「日本海員救済会」、第2節「帝国水難救済会」、第3節「帝国海事協会」となっている。
- 76) 読売新聞1903年（明治36年）5月5日5面「速見丸沈没当時の模様」には、「宇品三津浜間の航海船」とある。
- 77) 1903年（明治36年）5月5日3面「早速丸の遭難」。
- 78) 防長新聞1903年（明治36年）10月17日2面「海事思想（承前）（菅野商船学校長の演説）」。前掲『通信事業史 第6巻』第10篇「管船」第6章「海員」。明治末までに状況は改善された。防長新聞1911年（明治44年）12月9日1面「商船学校卒業生増加」。
- 79) 前掲『日本海事協会—その100年の物語』28頁。
- 80) 防長新聞1899年（明治32年）2月5日2面「遭難船救助者の賞与」、1900年（明治33年）1月23日3面「遭難船を救助して賞金を受く」が一
- 例である。
- 81) 防長新聞1903年（明治36年）1月13日3面「人命救助」、1910年（明治43年）3月13日3面「遭難船の数々」。
- 82) 防長新聞1900年（明治33年）5月5日3面「漂流物隠匿者罰せらる」。
- 83) 前掲『海』第20号（1906年・明治39年10月25日）2頁「再び我救済会の事業に就て」。
- 84) 防長新聞1907年（明治40年）5月23日2面「在郷軍人会と武徳会分会式」。
- 85) 防長新聞1907年（明治40年）9月5日2面「在郷軍人会の活動」。
- 86) 防長新聞1911年（明治44年）3月29日2面「山口支部発会式と渡満団隊送別会」。
- 87) 防長新聞1903年（明治36年）9月10日2面「実業漫言」。